

石運整第355号
令和5年11月30日

石川県内乗合バス運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長
(公 印 省 略)

バスの走行時における安全運行の徹底について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長より別添のとおり通達がありましたので、了知願います。



北信技保第101号
北信技整第128号
令和5年11月16日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

バスの走行時における安全運行の徹底について

標記について、物流・自動車局安全政策課長及び自動車整備課長より別紙写し（令和5年11月2日付け国自安第97号の2、国自整第148号の2）のとおり通達があったので、了知されるとともに、管内関係事業者に対し周知徹底を図られたい。

国自安第97号の2
国自整第148号の2
令和5年11月2日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

国土交通省物流・自動車局
安全政策課長
自動車整備課長

バスの走行時における安全運行の徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内関係事業者に対し周知徹底を図られたい。

国自安第97号
国自整第148号
令和5年11月2日

一般社団法人 公営交通事業協会会長 殿
公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
安全政策課長
自動車整備課長

バスの走行時における安全運行の徹底について

今年度、事業者からの報告として、乗合バスの乗降口の扉（中扉）を開放したまま走行していることに当該バスの運転者が気付かず、扉を開放したままの状態で行方を継続した事案について、これまで別紙のとおり3件の報告を受けております。

乗合バスの乗降口の扉が開放された状態で走行することは、旅客が道路上に転落する恐れがあるとともに、旅客に恐怖心を与えるものであり、輸送の安全を大きく損ねるもので大事故に直結しかねない事案です。

報告内容によると、運転者が閉扉操作を行っていないこと、開扉走行防止装置が正常に作動していないこと等、運行管理・整備管理が不十分であることが確認されています。

今般、過去にも同様な事案が発生していることから、改めて、同様な事案が発生することが無いよう会員事業者に周知徹底するとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願いします。

記

- ①事業者は、輸送の安全確保が最大の使命であることを再認識すること。
- ②事業者は、運転者に対し、発車時の扉操作及び安全確認を確実に実施すること、並びに扉を閉じなければ発車できないことについて、指導徹底すること。
- ③事業者は、扉及び扉開放防止装置が正常に作動するかどうか、その他当該装置の異常の有無について、日常点検等において確実に点検すること。

国自安第97号
国自整第148号
令和5年11月2日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
安全政策課長
自動車整備課長

バスの走行時における安全運行の徹底について

今年度、事業者からの報告として、乗合バスの乗降口の扉（中扉）を開放したまま走行していることに当該バスの運転者が気付かず、扉を開放したままの状態で行方を継続した事案について、これまで別紙のとおり3件の報告を受けております。

乗合バスの乗降口の扉が開放された状態で走行することは、旅客が道路上に転落する恐れがあるとともに、旅客に恐怖心を与えるものであり、輸送の安全を大きく損ねるもので大事故に直結しかねない事案です。

報告内容によると、運転者が閉扉操作を行っていないこと、開扉走行防止装置が正常に作動していないこと等、運行管理・整備管理が不十分であることが確認されています。

今般、過去にも同様な事案が発生していることから、改めて、同様な事案が発生することが無いよう会員事業者に周知徹底するとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願いします。

記

- ①事業者は、輸送の安全確保が最大の使命であることを再認識すること。
- ②事業者は、運転者に対し、発車時の扉操作及び安全確認を確実に実施すること、並びに扉を閉じなければ発車できないことについて、指導徹底すること。
- ③事業者は、扉及び扉開放防止装置が正常に作動するかどうか、その他当該装置の異常の有無について、日常点検等において確実に点検すること。

国自安第97号
国自整第148号
令和5年11月2日

一般社団法人 公営交通事業協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
安全政策課長
自動車整備課長

バスの走行時における安全運行の徹底について

今年度、事業者からの報告として、乗合バスの乗降口の扉（中扉）を開放したまま走行していることに当該バスの運転者が気付かず、扉を開放したままの状態で行方を継続した事案について、これまで別紙のとおり3件の報告を受けております。

乗合バスの乗降口の扉が開放された状態で走行することは、旅客が道路上に転落する恐れがあるとともに、旅客に恐怖心を与えるものであり、輸送の安全を大きく損ねるもので大事故に直結しかねない事案です。

報告内容によると、運転者が閉扉操作を行っていないこと、開扉走行防止装置が正常に作動していないこと等、運行管理・整備管理が不十分であることが確認されています。

今般、過去にも同様な事案が発生していることから、改めて、同様な事案が発生することが無いよう会員事業者にも周知徹底するとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願い致します。

記

- ①事業者は、輸送の安全確保が最大の使命であることを再認識すること。
- ②事業者は、運転者に対し、発車時の扉操作及び安全確認を確実に実施すること、並びに扉を閉じなければ発車できないことについて、指導徹底すること。
- ③事業者は、扉及び扉開放防止装置が正常に作動するかどうか、その他当該装置の異常の有無について、日常点検等において確実に点検すること。

2023年11月2日現在

各地方運輸局へ報告があった扉を開放したまま走行した事案(令和5年度)

発生日	概要
6月18日	6月18日(日)午後4時30分ごろ、静岡県に営業所を置く乗合バスが、休憩時に開けていた中扉を閉め忘れ、回送区間を含む約24分間走行した。 この事案による負傷者はいない。
9月14日	9月14日(木)午後8時50分ごろ、愛知県に営業所を置く乗合バスが、停留所を出発して走行中、交差点において赤信号で停止するため減速したところ中扉が開放。運転者はこれに気付かず次の停留所までの約400mを走行し、この間、減速時に開放・加速時に閉じる状況が2回繰り返された。 この事案による負傷者はいない。
10月30日	10月30日(月)午前8時55分頃、千葉県に営業所を置く乗合バスが停留所を発車する際中扉を閉め忘れ、2つ先の停留所までの約1.5kmを走行した。 この事案による負傷者はいない。